

ち給てうせ給にき御堂○長藤原の御女上東門院、後一條後朱雀の御母にて、御孫後冷泉後三條まで見奉り給ひしかども、みなさきだゝせ給しかば、さかさまの御なげきたゆる世なく、御命あまりながくて、中々人目をはづる思ひふかくおはしましき、これもみな一の人にて、世のおやどなり給へりしだに、やうをかへてさまぐの御身のうれへはありき、たゞ人には大納言公實の御女こそ待賢門院とて、崇徳院後白河院の御母にておはせしかど、それも後白河の御世をば御らんせず、讚岐の院の御すゑもおはしまさず、されば今のやうに、たゞ人の御身にて、三代國のおもしといつかれ、兩院とこしなへに、おふぎさゝげたてまつらせ給へば、さきの世もいかばかりのくびくおはしまし、この世にも春日大明神をはじめ、よろづの神明佛陀の擁護あつくものし給ふにこそ、ありがたくぞおしはかられ給ふ。

〔歷代皇紀〕伏見玄輝門院藤憎子、左大臣實雄公女、母大納言隆房卿女、後深草妃、伏見母、正應元年十二月十六日院號、同日先准后四十

〔謚號雜記〕顯親門院季子、實雄公女、伏見院后、花園院母、正中三年二月七日院號、

〔歷代皇紀〕後醍醐先帝後醍醐母略申談天門院藤忠子、參議忠繼女、母卜部兼夏女、文保二年四月十二日院號、

〔園太曆〕觀應三年正月二日、抑今日自賀名生殿○後村上有御書文、女房狀副之、案文寫之續、○下脱二字被申沙汰候也、兩所尊號事被宣下了、存其旨可被申沙汰候也、

皇太后○後村上母事、先朝被染宸筆候、仍停皇太后宮職可被申新待賢門院由被仰出、具忠朝臣無異無事歸參候、目出候、抑彼兩所尊號事、載別紙候、殊可被申沙汰候、

一昨日廿八日神宴無異被遂行之、且又准后○廉御院號事其沙汰候、尤兼日可申談之所、山中諸司等不具之間、參仕公卿無其仁候之間、以御神樂參仕候次被仰上卿於實守卿畢、新號又使儀難事行